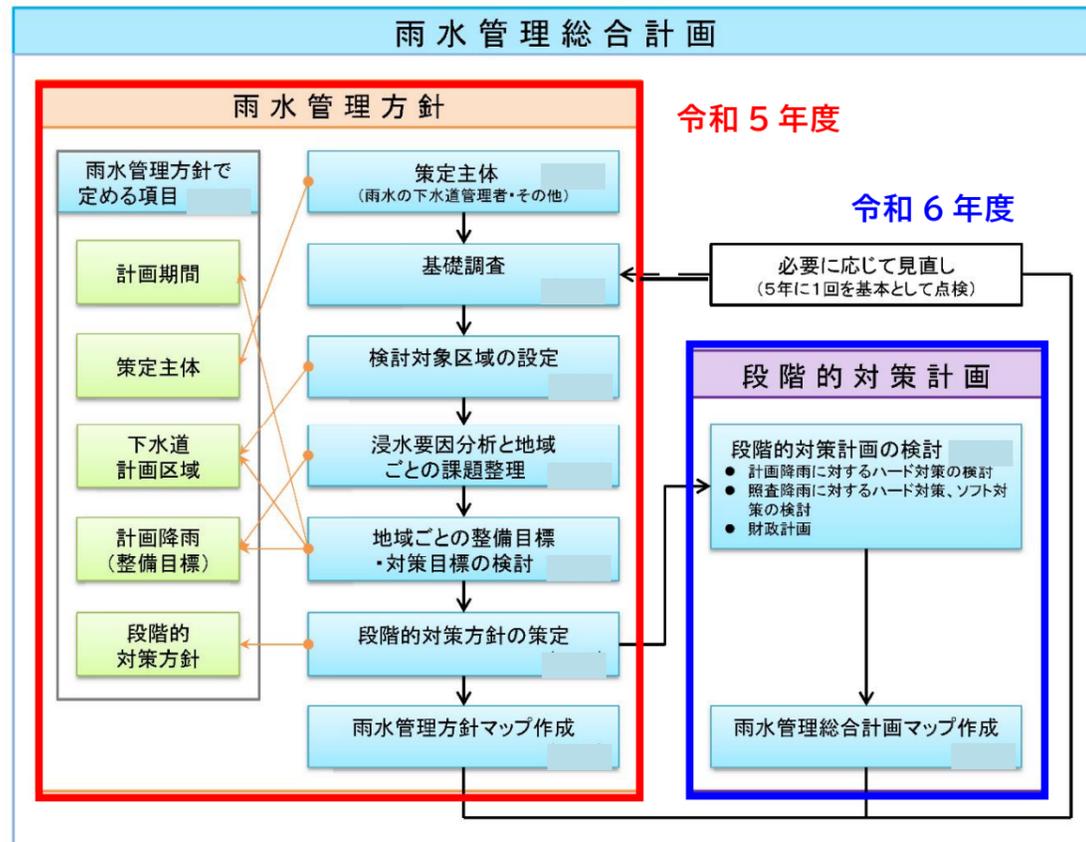


## 1. 雨水管理総合計画について

「雨水管理総合計画」は、当面・中期・長期にわたり、対策区域、整備水準、方針など、基本的な事項を定め、下水道による浸水対策を計画的に進めることを目的としています。

本市では、令和 5 年度に「雨水管理方針」、令和 6 年度に「段階的対策計画」を策定して、「雨水管理総合計画」をとりまとめました。



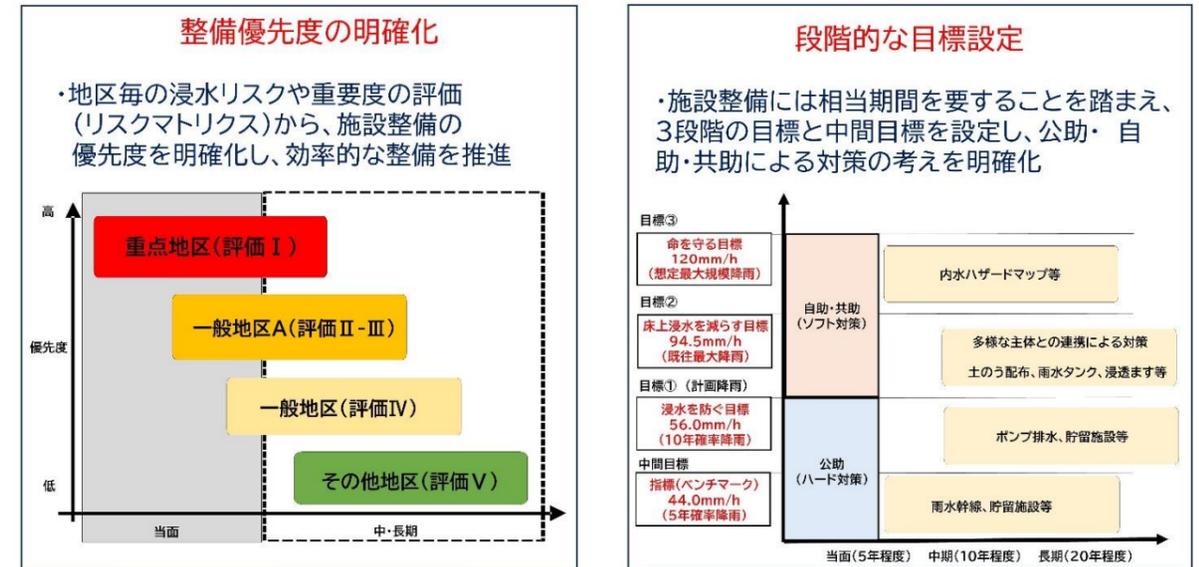
「須賀川市雨水管理総合計画」では、効率的な雨水対策を推進するため、「雨水管理方針」で定める項目を、下記のとおり設定しました。

- ・計画期間 → 概ね 20 年【当面(5 年)・中期(10 年)・長期(20 年)】
- ・策定主体 → 下水道管理者
- ・下水道(雨水)計画区域 → 市街化区域
- ・計画降雨(整備目標) → 下水道法事業計画に位置付けられる降雨量  
(10年確率降雨: 50.9mm×1.1倍≒56.0mm/h)
- ・段階的対策方針 → 雨水対策に相当期間を要することを踏まえ、  
当面・中期・長期の段階に応じた対策方針

## 2. 整備目標について

雨水管理総合計画における整備優先度・整備目標を以下のように設定しました。排水区ごとに整備の優先度を設定し、段階的に整備水準を引き上げる方針としています。

本市における「雨水管理総合計画」のイメージ



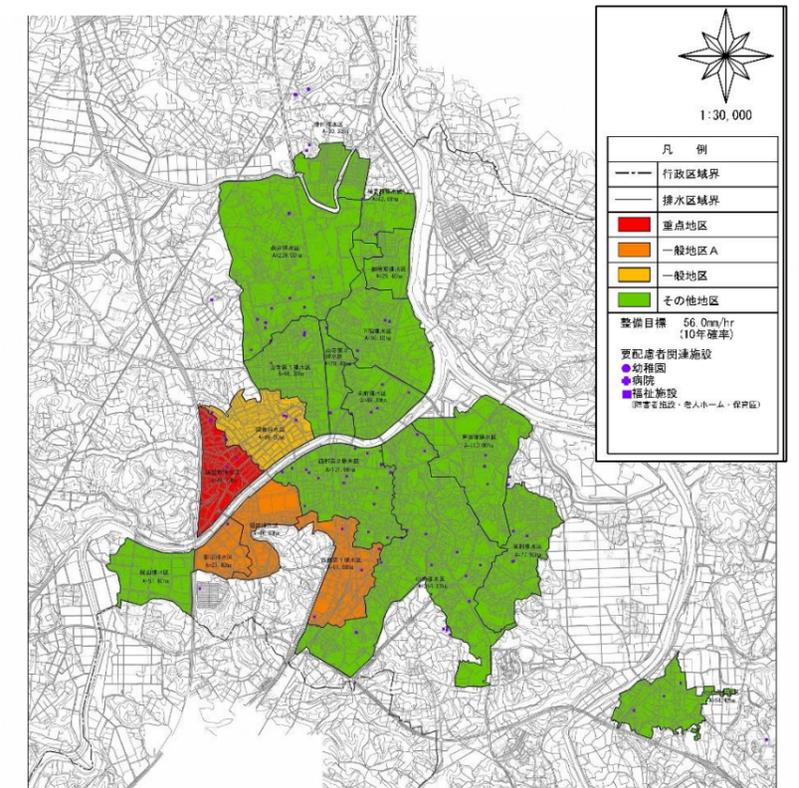
## 3. 整備の優先度について(雨水管理方針マップ)

雨水管理方針における「整備の優先度」は、浸水リスク(浸水被害額)と重要度(都市機能集積度)のリスクマトリクスによって評価しました。

検討の結果、右図に示すとおり、都市機能が集約し、浸水被害が大きい「新屋敷排水区」が整備の「重点地区」となりました。

次に重要度の高い「一般地区 A」は、「西部第 1 排水区」、「堀底排水区」、「影沼排水区」となり、「一般地区」は、「岡東排水区」が該当する結果となりました。

上述した排水区以外は「その他地区」に分類されています。



## 4. 計画降雨に対する「ハード対策」について

整備の優先度の高い排水区等について、浸水シミュレーションによる対策メニューの検討を行いました。各排水区における対策メニュー(案)は、下記のとおりです。

排水区	対策メニュー(案)
新屋敷排水区 (重点地区)	・管渠改修(約 840m)、調整池の設置(3 箇所)、ポンプ設置(2 箇所)、 ゲート設置(1 箇所)
堀底排水区 (一般地区A)	・管渠改修(約 470m)、調整池の設置(3 箇所)、貯留管の設置(1 箇所)、 ポンプ設置(1 箇所)
西部第1排水区 (一般地区A)	・管渠改修(約 440m)、バイパス管(約 550m)
下宿排水区 (その他地区)	・管渠改修(約 1,500m)、調整池の設置(2 箇所) ※ 当該排水区は、河川対策との連携が必要
備考	上記以外の排水区は、重点地区の対策後などに、対策メニューを検討予定

## 5. 計画を上回る降雨に対する「ソフト対策」について

計画降雨に対するハード対策には、相当期間を要することから、多様な主体と連携しながら、ソフト対策を推進し、治水安全度の向上を図ります。

本市におけるソフト対策の例は、下記のとおりです。

実施主体	ソフト対策
下水道施設課	・雨水流出抑制施設の整備に対する補助制度の導入 (雨水貯留タンク、雨水浸透ます、浄化槽転用等雨水貯留施設) ・内水ハザードマップの作成と周知
市民安全課	・須賀川市防災情報の発信 (市広報、ホームページ、公式LINEなど) ・防災ガイドブックの作成と周知 ・避難訓練・防災イベントの開催
道路河川課	・土のうステーションの設置 ・移動式ポンプ車の配置 ・ため池の事前放流 ・田んぼダムを設置
国・県	・河川水位及びライブカメラ映像のホームページ公開 ・福島県防災アプリ ・特定都市河川流域における雨水浸透阻害行為に対する許可制度等

## 6. 段階的対策計画について(雨水管理総合計画マップ)

前項までに整理した内容を踏まえて、「雨水管理総合計画マップ」を作成しました。

短期的には重点地区の「新屋敷排水区」の事業へ着手することとし、その後は、整備効果の高い排水区を順次整備する方針としています。

